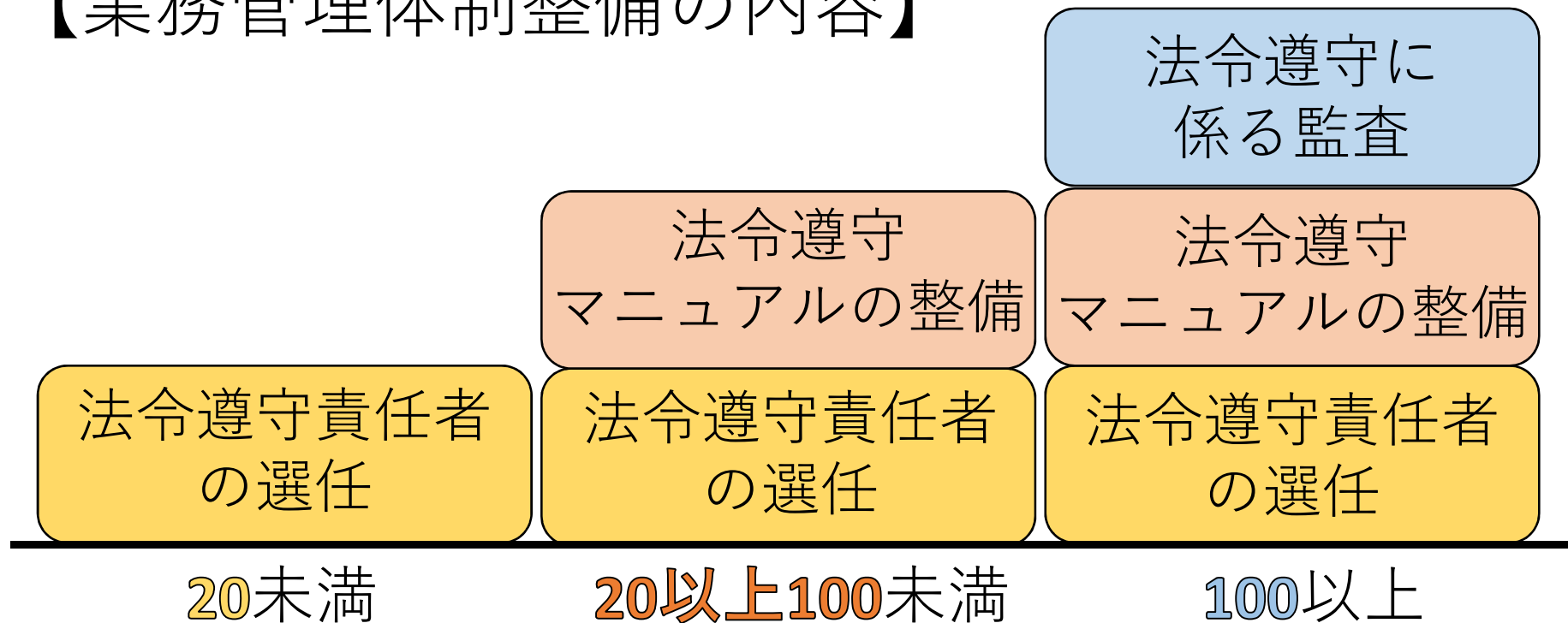


介護サービス事業者の 業務管理体制の整備に 係る届出等について

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

業務管理体制の整備

【業務管理体制整備の内容】



指定又は許可を受けている事業所数
(みなし事業所を除く)

業務管理体制の届出について

【事業所等の数え方】

- 事業所等の数については、その指定を受けた
サービス種別ごとに1事業所と数える。
- 事業所等の数には、**介護予防及び介護予防支援事業所**を**含む**が、みなし事業所は**除く**。
(「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービスについて、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の指定があったとみなされている事業所のこと。)
- 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業**は、事業所等の数から**除く**。

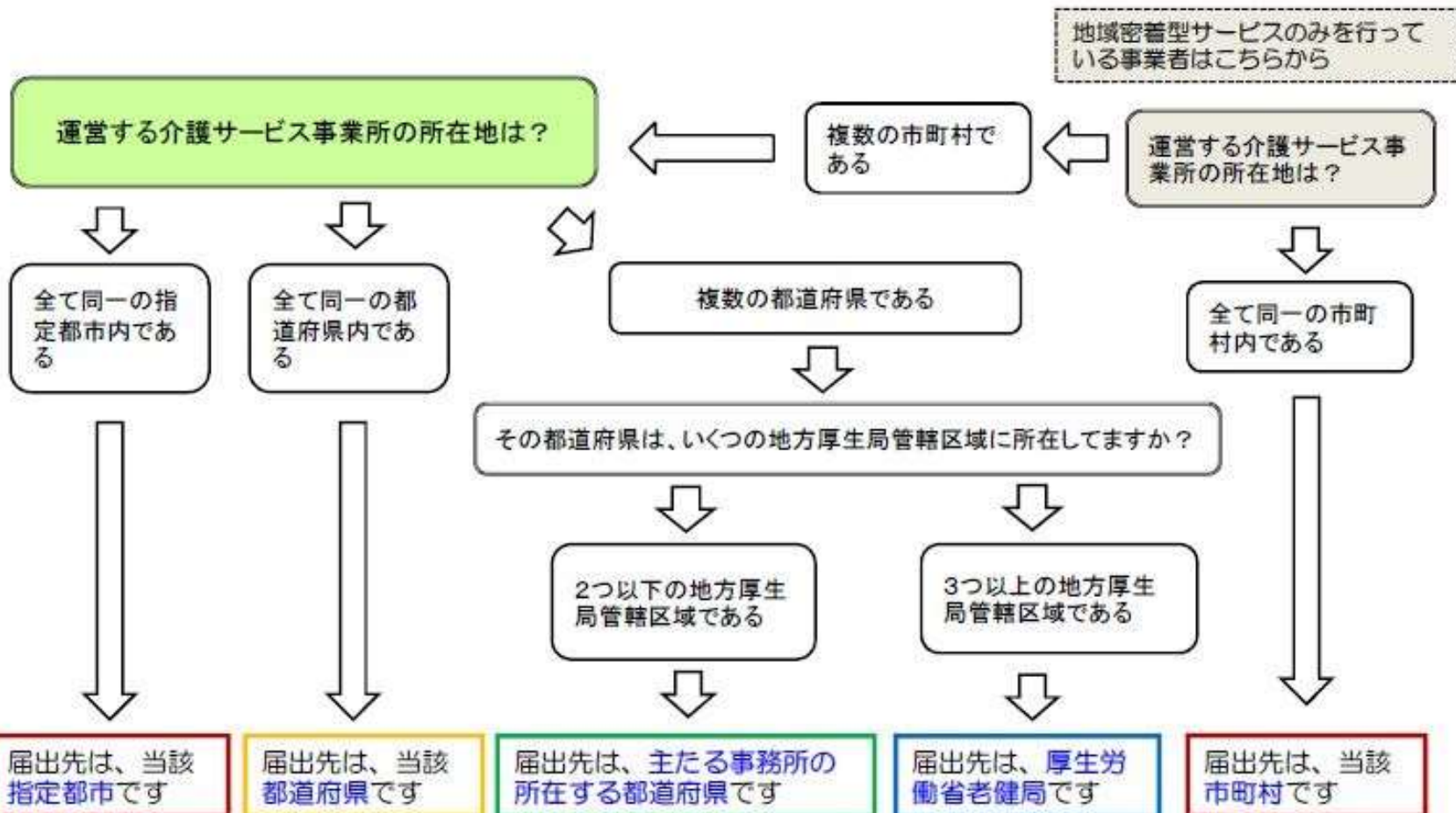
業務管理体制の届出先

区分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所は同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所は同一市町村内にのみ所在する事業者	③を除く市町村
⑤ ①から④以外の事業者	都道府県知事

業務管理体制の届出先

届出先の行政機関について

業務管理体制の整備に関する届出書の届出先は、国・都道府県・指定都市・市町村に分かれており、介護サービス事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。



業務管理体制の届出（様式）

第1号様式

受付番号

介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書
平成 年 月 日

青森県知事 殿

事業名 特：

代表者氏名：

印

このことについて、下記のとおり経緯書等を添えて届け出ます。

事業名（法人）番号

1 届出の内容	☐ (1) 法第115条の32第2項関係 ☐ (整備) ☐ (2) 法第115条の32第4項関係 ☐ (区分の変更)		
2 フリガナ			
3 名称又は氏名			
住所	(郵便番号：)		
(主たる事務所の所在地)	(ビル等の名称等)：		
連絡先	電話番号	FAX番号	
法人の種別			
代表者の職名・氏名・生年月日	フリガナ	生年月日	年 月 日
代表者の住所	(郵便番号：)		
(ビル等の名称等)：			
3 事業所名称等及び所在地 (別添資料としても可)	事業所名称	指定（許可）年月日	所在地 (郵便番号から記載して下さい)
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
4 介護保険法施行規則第140条の4第1項第2号から第4号に基づく届出事項	☐ 第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ） 生年月日 年 月 日 ☐ 第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 ☐ 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要		
5 区分変更前行政機関名称、担当部（局）課			
事業名（法人）番号			
区分変更の理由			
変更区分変更後行政機関名称、担当部（局）課			
変更区分変更日	平成 年 月 日		

（日本工業規格A列4番）

第2号様式

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）
平成 年 月 日

青森県知事 殿

事業名 特：

代表者氏名：

印

このことについて、下記のとおり経緯書等を添えて届け出ます。

事業名（法人）番号

変更があった事項

☐ 1 法人の種別、名称（フリガナ）
☐ 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
☐ 3 代表者氏名（フリガナ）、生年月日
☐ 4 代表者の住所、職名
☐ 5 事業所名称等及び所在地
☐ 6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
☐ 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
☐ 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

変更の内容
(変更前)

(変更後)

（日本工業規格A列4番）

青森県ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等」
http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigo_gyoumukanritaisei_seibi_tou.htmlに掲載

業務管理体制のホームページ

新着情報

お知らせ

お問い合わせ

ホーム・業務・福祉・介護・高齢福祉・介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等

更新日付: 2019年9月14日 高齢福祉 福祉部

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について

介護福祉法第115条の3により、介護サービス事業者には、法令遵守の義務を課するため、業務管理体制の整備が義務付けられています。介護サービス事業者等が整備すべき業務管理体制の届出は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に提出する必要があります。

業務管理体制の整備内容

指定又は許可を受けている事業所等の数 (みなし事業所を除く)	法令遵守責任者の選任	法令遵守環境の整備	業務執行の状況の監査
1以上20未満	届出票		
20以上100未満	届出票	届出票	
100以上	届出票	届出票	届出票

事業所等の数え方について(複数事業所の別館への記入方法及びURL)

届出先

区分	届出先
(1) 事業所等が1以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
(2) 事業所等が以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
(3) 全ての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市の長
(4) 地域型介護サービス(予防含む)のみ行う事業者で、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	全市町村長
(5) (1)から(4)以外の事業者	都道府県知事

届出様式

届出が必要となる事由	様式	記入事項(記入箇所)
業務管理体制の整備に関して届出する場合 ※全ての事業者は届出する必要があります。 ※新たに介護サービス事業者として指定を受けた場合は、体制整備後、速やかに届出を行ってください。	第1号様式	記入事項1(整備)
事業所の指定等により事業展開地域が変更、届出先区分の変更が生じた場合 ※区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の両方に届出する必要があります。	第1号様式	記入事項2(区分の変更)

届出事項に変更があった場合
※事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合や、法令遵守環境の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、第2号様式(届出事項の変更)の届出は不要です。

第2号様式

記入事項3(届出事項の変更)

属への届出は別途でお問い合わせ。
[高齢福祉]030-4570 青森市長島1丁目1番1号 青森県健康福祉部高齢福祉課 介護サービスグループ まで

事業者(法人)番号一覽表[1899K] 〇

業務管理体制整備の届出を受理した際に付与した「事業者(法人)番号」をお知らせしますので、ご確認ください(属に届出を行った事業者のみ)。また、届出された事業者等が一覧表に掲載されているかなどについてもご確認ください。

業務管理体制一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するため「青森県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱」に基づき、介護サービス事業者の業務管理体制の確認検査(一般検査)を定期的にを行っています。
業務管理体制の確認検査(一般検査)の受検に際しては、「業務管理体制の整備に係る一般検査要綱(後主点検査)」を作成してください。

1. 青森県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱(平成30年9月11日一部改正)[241K]
2. 業務管理体制の整備に係る一般検査要綱(後主点検査)[282K]

関係通知等

【厚生労働省ホームページ】
ア 介護サービス事業者の業務管理体制

関連タグ

この記事についてお問い合わせ

高齢福祉課 介護サービスグループ
電話: 017-734-9299-9297 FAX: 017-734-8090

お問い合わせ

このページを印刷する

青森県庁

郵便番号: 030-4570
住所: 青森県青森市長島一丁目1番1号
電話: 017-722-1111(内線)
受付時間: 8時30分から17時15分
(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)
※一部、受付時間が異なる部局、施設があります。

このサイトについて

サイトマップ

個人情報保護の取扱いについて

著作権・リンク等

アクセシビリティ

青森県ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等」
(http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigo_gyomukanritaisei_seibi_tou.html)

【届出内容の掲載】

届出が必要となる事由	様式	記入要領(記入例含む)
業務管理体制の整備に際して届け出る場合 ※全ての事業者は届け出る必要があります。 ※新たに介護サービス事業者として指定を受けた場合は、体制整備後、速やかに届出を行ってください。	 第1号 様式	 記入要領1(整備)
事業所の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 ※区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。	 第1号 様式	 記入要領2(区分の変更)
届出事項に変更があった場合 ※事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合や、法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、第2号様式(届出事項の変更)の届出は不要です。	 第2号 様式	 記入要領3(届出事項の変更)

県への届出は郵送をお願いします。

[県届出先] 030-8570 青森市長島1丁目1番1号 青森県健康福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ あて

事業者(法人)番号一覧表[1889KB] 

業務管理体制整備の届出を受理した際に付与した「事業者(法人)番号」をお知らせしますので、ご確認ください(県に届出を行った事業者のみ)。
 また、届出された事業所等が一覧表に掲載されているかなどについてもご確認ください。

[illegible]